

Ⅲ 証明書発行手続

【問一覧】

（証明書発行全般）

- Q 1 証明書はどのくらいの期間で発行できるのですか。
- Q 2 即日発行について、申請時に要請すれば対応してもらえますか。
- Q 3 日本から経由地（国）を利用して輸出国へ輸出される場合は、証明書等はどうすればいいですか。
- Q 4 既に輸出（輸出相手国に通関）している貨物の証明書を申請できますか。
- Q 5 証明書の再発行はできますか。
- Q 6 第3国に輸出（単なる経由ではなく第3国に通関）する場合、証明書を申請できますか。
- Q 7 日本を出発する時点で、第3国から最終輸出国・地域内への荷物の移動手段が明らかでない場合でも、証明書を発行してもらえますか。
- Q 8 郵便貨物で輸出する場合やハンドキャリーで持ち込む場合の便名、「consignment code」などどのように記載すればよいですか。
- Q 9 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、どのように行うのですか。

（申請方法）

- Q 10 証明書の申請先はどこですか。
- Q 11 日本語表記で申請できますか。
- Q 12 日付証明、放射性物質検査証明、産地証明の申請書類を郵送して申請することは可能ですか。
- Q 13 郵送による証明書の交付は可能ですか。

（証明書発行対象品目）

- Q 14 証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。
- Q 15 証明書の申請に当たり、加工食品と水産加工品の区分はどのようになっていますか。
- Q 16 医薬品は証明書発行対象品目となりますか。

（システム利用開始）

- Q 17 システムを利用するために必要なパソコンの利用環境はどのようなものですか。
- Q 18 IDを取得したのでシステムを利用しようとしたが、ログイン画面が表示されません。
- Q 19 システムにログインできません。解決方法を教えてください。

（証明書発行全般）

Q 1 証明書はどのくらいの期間で発行できるのですか。

A 1 申請を受理した日から起算して、概ね5営業日以内に発行するよう努めています。
ただし、申請内容の不備や添付書類（電子データ化されたもの）についての事実確認などが必要になる場合等には、これ以上の時間を要する場合があることをご了承ください。

Q 2 即日発行について、申請時に要請すれば対応してもらえますか。

A 2 発行については、基本的に「受理した日から概ね5営業日以内」としています。
ただし、収穫当日に空輸しなければ商品価値が失われるような生鮮品などで、申請者から貨物出港日の2日以上前までに仮申請があり、数量やAWB番号等、未定の項目を除く全ての必要事項が確認できたものについては、その商品の特性を踏まえ、他の申請者に優先した審査手続き及び証明書の発行を行います。

Q 3 日本から経由地（国）を利用して輸出国へ輸出される場合は、証明書等はどうかばいいですか。

【例1：日本→米国→フランス、例2：日本→シンガポール→マレーシア】

A 3 最終的な輸出先国への輸出ルート、製品数量など証明にあたって必要な情報がわかっており、輸出される貨物が第3国経由地（国）で加工されない場合には、証明書を発行することが可能となります。

この場合には、経由地（国）での通関の要否や経由地（国）及び最終目的地（国）での証明書の要否を、輸入業者や取引先等にあらかじめ確認してから必要な証明書を申請してください。

Q 4 既に輸出（輸出相手国に通関）している貨物の証明書を申請できますか。

A 4 原則、出港等の後は、証明書の申請受付及び発行を行いませんが、やむを得ない事情により出港後に証明書の申請を行う場合は、以下の全ての条件が揃っている場合に証明書の申請受付及び発行を行います。

- ① 相手国で通関する前であること。
- ② 証明するための全ての書類が揃っていること。
- ③ 輸出品と証明する食品が同一のものであることを証明する具体的な証拠書類があること。
- ④ 放射性物質検査証明の場合は、①～③に加え、輸出前に日本国内でサンプル採取及び検査分析を行い、その検査報告書があること。

Q 5 証明書の再発行はできますか。

A 5 証明書を紛失、破損、汚損した場合や、天候悪化等のやむを得ない事情により出港日、船便名・航空便名が変更になった場合等で再発行が必要となった場合は、申請窓口にご相談ください。

申請窓口の了解を得た後、再発行を依頼する際には、当初発行された証明書を返還

する（紛失を除く。）とともに、再発行の理由書及び確認書類（インボイス、変更後のB/L又はAWBや、船会社又は航空会社からのレター等の内容を確認できる各種書類等）を添付して再申請してください。

なお、システムでは同じ証明書の番号による再発行はできませんので、再申請（新規の申請と同じ手続）の上、新規の証明書番号により発行されることに留意ください。

Q 6 第3国に輸出（単なる経由ではなく第3国に通関）する場合、証明書を申請できますか。

A 6 日本を出発する時点で、契約書等の客観的な書類から、最終輸出国・地域向け輸出貨物の内容(品目、梱包形態、数量等、description欄に記載すべき情報)、最終輸出国・地域内の目的地（destinationの欄に記載すべき情報）が明らかな貨物については、第3国を通関して、最終輸出国へ輸出する場合でも証明書を申請することが可能です。

Q 7 日本を出発する時点で、第3国から最終輸出国・地域内への荷物の移動手段が明らかでない場合でも、証明書を発行してもらえますか。

A 7 上記A 6の条件を満たす場合、発行が可能です。

Batch Identification Code欄にAWBナンバー又はB/Lナンバーの記載を求められる国（例：EU等）には空欄のままで証明書を発行しますので、第3国から最終輸出国・地域内への荷物の移動手段が明らかになり次第、当該情報、確認書類及び全ての情報を入力した証明書を速やかにシステムに登録してください。

Q 8 郵便貨物で輸出する場合やハンドキャリーで持ち込む場合の便名、「consignment code」などどのように記載すればよいですか。

A 8 郵便貨物で輸出する場合は、便名等が特定できないこととなります。その場合は、郵便貨物であることがわかるよう、例えば以下のように記載すればよいと考えます。

郵便小包でお問い合わせ番号（Item number）がXX●●●●JPであれば、

- ・ consignment code欄には、「Postal Parcel (XX●●●●JP)」
- ・ 出港地欄は、「Postal Parcel (posted at ●●City, ●●Prefecture)」
- ・ 出港日欄は、「Postal Parcel (posted on ●●, April, 2013)」

と記載します。

また、ハンドキャリーで持ち込む場合のConsignment code欄は空欄となります。

Q 9 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、どのように行うのですか。

A 9 申請内容に虚偽の恐れがある場合等には、証明書の発行前に、当該輸出品の生産及び流通に係る現場へ出向いて、申請書の内容及び現物の確認等を行います。

また、発行後であっても、必要に応じ、申請内容及び輸出品の経路を初めとする事実関係の確認等を行います。

(申請方法等)

Q10 証明書の申請先はどこですか。

A10 原則として、輸出しようとする食品等を生産・製造・加工、流通する施設等の所在地及び申請者の所在地のうちいずれかにある地方農政局等に申請することができます。(「流通」する施設とは、輸出する港、空港及び輸出するために保管している施設が該当します。)

ただし、中国や香港のように、生産・加工した施設を管轄する地方農政局等が発行する証明書を求める国・地域があります。詳細は農林水産省ホームページ等でご確認ください。

Q11 日本語表記で申請できますか。

A11 証明書には英語で記載する必要があるため、日本語と英語を併記(入力)して申請してください。

Q12 日付証明、放射性物質検査証明、産地証明の申請書類を郵送して申請することは可能ですか。

A12 原則、システムだけの申請になります。システムの不具合により証明書が発行できない事態が発生した場合や証明書の様式が変更された場合の時には、一時的に書類での申請になります。

Q13 郵送による証明書の交付は可能ですか。

A13 可能です。ただし、宛先を記入した返信用封筒に郵送に必要な額の切手を貼り付けたものを、証明書を発行する地方農政局等に提出してください。提出方法については、予め証明書を発行する地方農政局に、必ずご確認ください。

なお、証明書は信書になることから、郵便以外の手段での送付はできません。また、郵便では着払いに対応しておりませんので、上記の方法を厳守してください。

(証明書発行対象品目)

Q14 証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

A14 証明書発行の対象品目は、輸出先国ごとに異なります。農林水産省ホームページに掲載している証明書の発行事務処理要領の別紙6をご確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html#bessi6

Q15 証明書の申請に当たり、加工食品と水産加工品の区分はどのようになっていますか。

A15 水産加工品は、相手国の放射性物質関係の規制において「水産物」若しくは「水産加工品」と定められている範囲の食品等になるので、まず相手国にご確認ください。

相手国で特段の定めがない場合、輸出関税コード(HSコード)の01類から20類に分類されている加工品で、何らかの水産物を含む場合、水産加工品とします。

Q16 医薬品は証明書発行対象品目となりますか。

A16 農林水産省が発行する証明書の対象品目には、医薬品は含まれません。

(システム利用開始)

Q17 システムを利用するために必要なパソコンの利用環境はどのようなものですか。

A17 システムの動作を保証するパソコンの環境は、下記の「システムを利用するための環境 (PDF)」を参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/hakkyu_dousa_kankyo_170531.pdf

Q18 IDを取得したのでシステムを利用しようとしたが、ログイン画面が表示されません。

A18 ブラウザ (Microsoft Internet Explorer) の設定を変更する必要がありますので、詳しくは下記の「システム操作マニュアル基本編 (PDF)」を参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html#manual

Q19 システムにログインできません。解決方法を教えてください。

A19 システムの利用申請先 (利用申請書類の提出先) に連絡して、状況を伝えてください。

Q20 ログインする際、IDまたはパスワードを誤って入力し、システムに入力できなくなりました。解決方法を教えてください。

A21 ID又はパスワードは、3回誤ったものを入力すると、30分間入力ができなくなります。30分後に再度正しいID又はパスワードを再度入力して下さい。ID又はパスワードが不明の場合は、それらを発行した地方農政局又は支局にご照会下さい。